

ドイツ留学時代の尾越辰雄

上村 直己（熊本学園大学元非常勤講師）

Tatsuo Ogose in Deutschland Naoki KAMIMURA

はじめに

尾越辰雄（おごせ・たつお）（明治元年1868～大正12年1923）は九州日日新聞の編集員や弁護士を務め、後年熊本県選出の衆議院議員となった人物で、熊本の先覚者の一人である。だが今日では彼の名前を聞くことはまずなく、全く忘れられているようで残念である。例えば、『幕末明治海外渡航者総覧』（全三巻、柏書房）に収録されていないし、『大正過去帖』『肥後人名辞書』『熊本県大百科事典』には項目として挙がっていない。ただそんな中、『獨協学園史 資料集成』（2000年）巻末の卒業生名簿に尾越の名があり、「弁護士、ドクトルユリウス」とごく簡単に記してあるだけであり、住所も「京橋区中橋和泉町5」となっている。これからは長い間尾越辰雄については調査も研究のなされていなかったことが分かる。



尾越辰雄
『日本弁護士総覧』(大正3年)

このような状況は独学史や日独交流史を専門とする者にとっては問題であると思ひ、調べてみることにした。本稿はそのささやか一成果である。その際、特に重点を置いて記述したのが彼のドイツ留学時代についてである。尾越はこの間1901年（明治34）に国際民事訴訟法に関する学位請求論文によりライプツィヒ大学より法学博士の称号を授与されていて、彼の生涯において特に重要な時期に当たっていると考えられるからである。

尾越の伝記には不明な点が多いが、拙稿を発表することにより殆ど忘れられた状況にある彼に光が当てられ、それによって関心を持つ人が少しでも増えてくれれば幸いである。

留学に至るまでの経緯

尾越辰雄が亡くなったのは1923（大正12）年9月21日であるが、9月23日の九州日日新聞（熊本）は訃報を伝えるとともに、「尾越辰雄氏」と題し次のような略歴を記している。

前代議士尾越辰雄氏は別項東電の通り逝去せられたが氏は本県宇土郡宇土町に生れ年少にして苦学力行怠らず獨逸協会学校に入り優等の成績を以て卒業し弁護士試験に及第し熊本

市に帰りて其業を営みたが頭脳明晰にして性格堅実又頗る温情富み故旧に厚きものあるので世間の信頼頗る厚く業務大に発展し声望遠近に高く其努力輩を抜くものがあつたが氏は謙抑自ら居りて能く社交に務めたので一般の推重愈加はりて終に熊本市参事会員に挙げられ繁忙なる弁護事務の外、自治政に参し尽力少からざる者があつた而かも氏は進取の意気常に旺んにして小成に安んずるを臥せず断然志しを立てて独逸に留学し、…

人事興信録 (第五版)¹⁾によると、尾越辰雄は旧宇土藩士武藤三兵衛の三男として慶応4年(1868)4月14日を以て宇土に生まれた。同18年(1885)4月先代可俊の養子となり同24年6月家督を相続した。幼少期のことは、苦学力行したというのが詳細は不詳である。初め軍人を志願し国家の天晴れ干城たらん抱負であつたが、体格試験落第したところから方向を転じ、独逸学協会学校に入学した。²⁾ その前に濟々齋でドイツ語を学んだ可能性があり、より本格的に学ぶために独協に入学したものと推定される。

彼の経歴で注目されるのはその専修科で学んでいることである。そのことは後述するとして、独逸学協会学校の創立を理解するには当時の国情を見ておかなければならない。

伊藤博文が憲法その他の諸制度を取り調べてヨーロッパから帰朝するや、先ず太政官制を改め内閣総理大臣制とし、次いで枢密院を興し、日本国憲法を起草するに際しても、君権の最も盛んな範をドイツ殊にプロイセン憲法に採りことを至当とした。憲法だけでなく一般に行政司法の制度が優れ、また国体や国民の性格が我が国に類似しているから、欧州の制度を日本に輸入するには、ドイツの制度が最も適当でないか、説はこれを研究する必要があるとして明治14年(1881)に独逸学協会が設立され、そこで研究もするし、翻訳もして世に紹介した。最初に翻訳したのは独逸六法であり、次いで独普政典、国理論(シュタイン原著)などであつた。

中村健一郎³⁾は「専修科十年の概略史」⁴⁾において、専修科の目的について次のように述べている。

専修科は専ら法律経済の学を授くる所であつたが、是亦独乙人の教官之を担当し、独語を以て講義した。之は前にも云ふ如く、当時の機運が大に独乙の制度を收容せんとする時代であつたから、先づ独乙の行政機構立法制度などを熟知する人物を養成せんと目的に出たるもので、行政官や司法官の試補を造るの心組であつたのである。然して此当時は帝国大学にも、まだ独法科の設置なき時代で、寧ろ我校の施設で刺激せられ、後には独法科の設置を見るに至つたものである。

つまりこの時期の独協の専修科は、後の大学独法科の役割を果たしていた。

さて、学級の編成であるが、半カ年一級、10級5カ年の普通科に、普通科第四年級卒業後、入学を許す専修科がその上にあつて3カ年の修学であつた。従つて卒業まで都合7年を要した。普通科では語学に重きを置き、地理や歴史といった学科もドイツ人教師ヘーリング、エーマン、シュピンナーなどが担当し、後日専修科に進学したときにドイツ語による講義に習熟できるようにカリキュラム編成がなされていた。

専修科の学課科目としては、国法、行政法、刑事訴訟法、現今羅馬法(民法)、民事訴訟

法、国際公法、同私法、経済学、行政学、財政学等であって、これらはすべてドイツ人教師が担当した。

明治26年(1893)独逸学協会学校専修科を首席を以て卒業した。足立謙吉、内田新也、二宮哲三ら後に独語教師となった人々をはじめ、既に在学中にドイツに留学し、ハレ大学で哲学博士の学位を取得し、後年は鴻池銀行頭取や独協の後援会理事を務めた加藤晴比古も一緒に卒業した。大八州学校卒とした資料⁵⁾もあるが詳細は不明である。

専修科の卒業生には特典があったようだ。中村は前記「専修科十年の概略史」において「専修科卒業生の資格」として次のように述べている。

専修科には司法省特別認可と云ふ形容詞が付いて居たのである。これは其時分特別認可学校規則と云ふ法律があつて出来たもので、今日は何の変哲もないものであるが、其時分は相当の尊厳があつたものである。今では中学校出身者は全部判任文官無試験任用といふことになって居るが、其時分には皆其様には行かなかつたのが、無論此特別認可生には其資格が付与せられてあつた。

このような特典もあり尾越は、卒業後弁護士試験に及第し、弁護士となり、しばらく郷里熊本で弁護士の業務を執つた。その時期は『熊本県弁護士会史』によると、明治26年(1893)5月12日～38年(1905)11月24年であつた。

さて、この頃雑誌『錦溪』⁶⁾第11集(明治27年(1894)2月)に尾越の「四百年前独乙書生生活の状態」題する演説が掲載されている。冒頭でこう述べている。

普く世人の知るが如く独乙は現今學術宇内に冠絶せる国なり、泰西の諸国方今駿々乎として文明の域に進みつゝあれども、其學術の蘊奥を極めんと欲せば之を独乙に求めざるべからず、法律政治の学の如き医学文学の如きは勿論、其他工芸の如きも曩には英国其特有に誇りしか、今は乃ち独乙国の出藍を羨むに至れり、英国の教師を独乙より招聘し、其某大学の如きは独乙語を教授語と定めをると云ふ、是れ蓋し他国の學術を講ずるに自国の語を以てする時は往々深意を發表する能はずして転た学理を謬錯せしむるの憂あればなり、又露国の如きは大学校を初め大の抵高等学校には専ら独乙語のみを用ゐ、師範学校の如きは之を独乙国に設けて自国後進を養成すと云ふ、此他独乙の學術を稱賛する邦国は伊太利、仏蘭西、支那、日本等数ふるに違あらず。

ドイツは西洋諸国の中で最も學術が盛んな国だ。その學問の蘊奥を極めたいと思うならドイツに求めざるを得ない。法律・政治学、医学・文学は勿論、その他工芸なども嘗ては英国に特有なものとして誇っていたが、現在ではドイツの方が盛んである。英国では教師をドイツから招聘しており、某大学ではドイツ語で教授しているという。これは外国の學術を講ずるのに自国語を以てするのは往々深意が伝わらず、また学理を誤らせる恐れがあるからだ。ロシアでは大学と大抵の高等学校では専らドイツ語を用い、師範学校の如きはドイツに設け、自国後進を養成するという。このほかドイツの學術を稱賛する国にはイタリア、フランス、中国、日本など数多い。

さらにドイツは普通教育の普及の面でも進んでいるという。

このように述べる尾越であるから、彼がドイツを留学先を選ぶのは当然であったろう。実際に留学するのは4年後のことであるが、既に明治27年の段階でその希望を持っていたと見てよいであろう。だがとにかく、当時日本では尾越ほど極端でなくとも「欧州の文明はドイツの森より生まれた」とか「ドイツは学問の淵藪である」という云われ方がされたが、それを反映してか、周知のように明治期にはドイツに留学する日本人が非常に多かった。尾越もその一人だった。

ここで「四百年前独乙書生生活の状態」に戻る。尾越によれば、ドイツの学事がこのように盛大なるについては、我々日本人が外国の善制度を取り入れたら良いといったような好位置をドイツ人は有していなかったとしてこう述べる。

彼等は実に非常の苦辛により此位地に達したるものなり。政府の誘導ありしにあらざ、たゞ人民自己の勉強と自己の勢力とにより求め得たるものなり、蓋し今日学問と教育との自由及高尚なるは全く宗教改革の賜物なり、此宗教改革の事は改革党の起らざる以前既に国民の脳裏に鬱積したるものなり、…

宗教改革以前のドイツでは学問と教育は寺院が干渉するところで、全く自由がなかった。元来宗教家なる者は相当の素養がなければならぬのだが、当時は無学・粗野の徒のみで、そのために彼等は教育についても毫も意を用いなかった。これは全く民は由らしむべく知らしむべからずとて、民を愚にして輒く駕御しようとのローマ法王の念慮による。この時法王の勢力が最も盛んな時代だった。だが法王の在所のイタリアでも次第に俗学が勃興を見た。この俗学はドイツにも波及した。ドイツでは数多の豪傑がこの学に志し、至る所の町村にこの俗学校が建てられた。この時に当たり活版印刷術の発明があったことは留意しておくべきだ。この学校には遠近より入学する者が実に多かった。当時は鉄道はなく、旅行は困難だった。ドイツの或る地点より他の地点まで旅行するのに数ヶ月を要することも珍しくなかった。だが古来ドイツ人は旅行を好み、如何なる僻地よりも若者が笈を負うて学校を訪れることは稀でなかった。何ヶ月もの旅行には病気や不自由に遭遇したが、同伴の者が救助した。この同伴は一種の規約と習慣とにより成り立ち、当時浪書生と称した。

有名な学校のある町村には多くの浪書生が入り込み、そのためにそれを嫌悪する所となったので、町村では一定の土地に限ってこれを監督し、一定の家屋に住居させた。そこに数百の浪書生が群居して、そのため不規律、不潔となり今日からすれば想像も及ばないほどだという。校舎もまことに不完全であった。

教科目はギリシャ語、ラテン語であり、ラテン語が主であった。ヘブライ語を学ぶ者も輩出した。これらの古代語を学ぶのは、原語文章の形式を学ぶためではなく、古代語文章には古代の精神が含まれているので、それを尋究するためであった。そして「書籍は活版術発見の当時にして、其値非常に高く、大抵皆写本にして生命以て之に換ゆると云ふ位に貴重せられたり」という。

そして尾越は結論的に次のように述べている。

斯の如く書生社会の乱暴なる生活は教育上大効ありしとは誰も肯せざる所ならん、然れども独逸国か今日の如く學術の旺盛を來したる淵源を尋ねれば、実に此等乱暴書生の腦中に湧ける自由の元氣に存するを知らは彼等の暴行狼藉も幾分か恕すべき所なかる可らず、ルーテルが有名なるヴィジタチオンス旅行を企て、到る處に教育場を設置せしめたるにより、独逸教育の基礎は確立するに至れり、

要するに国民が教育に付彼程まで危難と戦ふたるの一事は、其効何れの辺にか存するなるべく、先づ賞賛し置かざるべからず、殊に左に記述する如きは大に意を注ぐべき事ならん、第一、書生流浪らざるの地なきにより、學問の思想普及したる事、並に浪書生が途上演説をなしルーテルが説を布教したる事、

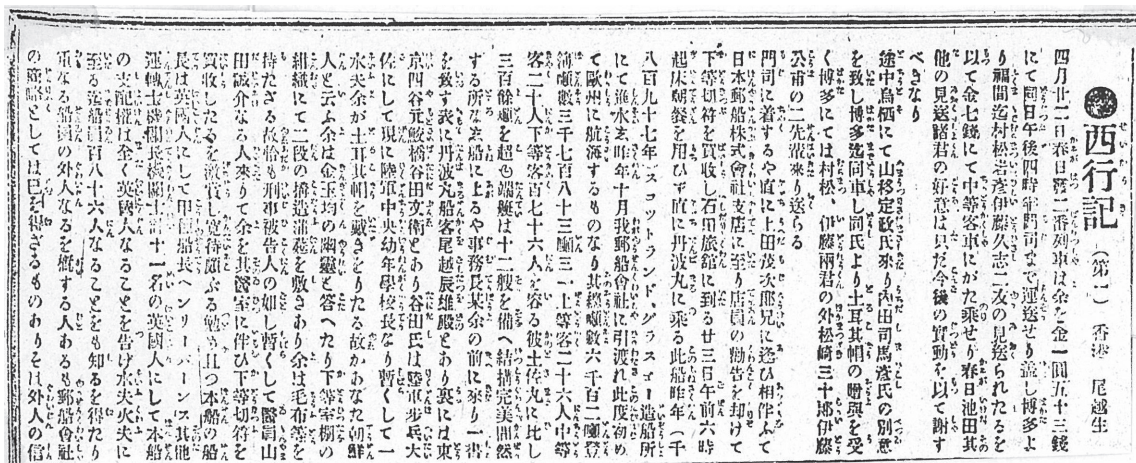
第二、数多の浪書生ルーテルが建設する学校の教師となりし事、

第三、浪書生等は輒く新教の理を悟り、為に宗教改革に大効をなしたる事、

かなり詳しいドイツ歴史、特に教育史事情に通じているが、これは独逸学協会学校専修科において学んだ知識を前提として見ると間違いのないであろう。

往 路 (熊本出發からマルセーユ着まで)

尾越は留学に際して九州日日新聞 (熊本) に「西行記」と題する記行文を寄稿した。熊本出發からマルセーユ到着までを5報に亘って記述している。各報が紙上では3~4回に分載されているので全体としてはかなりの記述量になるが、ここではその中から主なもの、興味あるものを紹介したい。



「西行記」(第一)
(明治31年 {1898} 5月10日九州日日新聞)

明治31年5月10日付同紙にその第一回分が掲載されている。内容は熊本出發から香港到着までを記している。それによると、尾越は4月22日に春日駅(熊本駅)を發つて、同日午後4時半に門司着。博多から福岡までは友人の村松岩彦、伊藤久志が同車して送ってくれた。春日駅、池田駅(北熊本駅)で見送ってくれたその他の友人たちの好意に対しては今後の自分の行動を以て謝意を示したいと書いている。途中鳥栖で山移定政が来て、内田司馬彦

の別意を致し、博多まで同車した。同氏よりトルコ帽を贈られた。門司に着くや直ちに上田茂次郎⁷⁾と会い、一緒に日本郵船株式会社の支店に行き、下等切符を購入した。その日は石田旅館に泊まった。翌23日午前6時起床。朝食は取らず、直ちに丹波丸に乗り込んだ。丹波丸は前年(1897)に英国スコットランドのグラスゴー造船所で進水し、同年10月日本郵船会社に引き渡され、この度初めて欧州に航海するものだった。総トン数6,102トン。土佐丸より300余トン上回っていた。上船すると事務長が近づいてきて、一書を致したが、表に「丹波丸船客尾越辰雄殿」とあり裏には「東京四谷元鮫橋谷田文衛」とあった。谷田氏は陸軍歩兵大佐であって、現に陸軍中央幼年学校長である。しばらくして自分は、一人の水夫に、トルコ帽を被っているのが朝鮮人だと言われた。医員の山田誠介は自分が下等切符を購入したことを激賞した。

25日甲板に出てインド・ポンペイ人のアプドルという人と談話を試みた。彼は年齢70、徳川時代に15年間日本に来たことがあり、今年26日慶応義塾教頭門野幾野進氏と談ず。氏は1年間かけて欧米を巡遊する予定で、ドイツは最も観察したいと思っている所なのでドイツで十分に話そうと約束した。マニラ領事窪章造氏に会った。氏は岡山県人で話は南洋経綸の策のことで始まり、熊沢蕃山のことで終わった。

27日午前9時に香港着。諺に曰く「寧ろ鶏口となるも牛後となるなかれ」と。この語幾分真理を含むとすれば、自分はこれを実行した。なぜなら自分は下等客室の一等地を占め、よって船の動揺を忘れ、長さ450間、最大幅45間の大船丹波丸の隅から隅まで横行闊歩しつつあるからだ。

東洋の自由貿易港である英領香港のことは、書物によって大体知っており、人からも聞いていた。だが実際に観察するのは生まれて初めてである。港の地形は長崎を大きくしたようなものであるが、袋港ではなく、門司上海から入る口はシンガポール印度の方向に出る口ではない。写真で見ると函館港がやや似ている。門司上海よりの入り口には堅固な砲台に砲門厳立し、附近に軍服を着た英兵が逍遙している。香港公園の南方に駐車場がありそこから金峰山ぐらゐの高さの山頂と上下する電気鉄道ピーク・トラムウェイがあり、大事な交通機関となっている。自分も乗ってみた。香港では二つの失策をした。自分が日本銀行兌換券のみを持って当地へ来たのは、郵船会社の注意と自分の考えに依ったもので、日本でドイツ若しくはフランスと為替を組むより当地で組む方がむしろ利があり損なきを信じたからであった。だが正金銀行支店へ行って計算してもらおうと約60円の損になることが分かった。香港名物のチェアーは人力車と交々に用いる交通機関で、腰掛唐椅子に長さ2間余の檣棒を貫き、前後をシナ人の肩に乗せ抑揚させて行くものだ。自分は10銭出して例のトルコ帽を被り悠然とこれに乗り、行き先東洋館であることを忘れ、英語で日本ホテルまでと命じたところ彼等はある日本旅館前に下ろした。すると内から日本美人が3,4人現れ自分を迎えた。自分は間違いに気づき、シナ人に賃金を払わず急いで戻ったのだが、沿道の人々に拍手される失態を演じた。

5月4日午前8時英領シンガポール港着。その規模の広大で、市街地の大なる長さにおいても幅においても実に一大良港と称するに足る。この港の英人の施設は有形無形とも大いに着目するに足る。自分は当日は上陸せず、翌5日午前8時過ぎ、中等客の富士川、三宅の2医員及び鎌倉機関兵曹と共に上港、マルバル街の松尾旅館に至る。そこから馬車で東洋一と

言われる植物園と博物館へ行った。植物園長は世界的に有名なドイツ人ドクトル・トロイベルという人で、園の広さ、植物の多さは小石川植物園の幾倍あるか分からない。博物館は図書館を兼ねているが、規模は東京博物館の十分の一とは同行者の説。日本産の動物や植物もあちこち見られる。

5月9日午前8時ペナン着。シンガポールに比べると将来有望の由だが、潮流がやや早いのが当港の欠陥だという。だが彼の馬関海峡ほど激流ではなく一定しているのでこの非難の当否は分からない。午後仲間4、5人と上陸して日本人旅館に行き、一浴し、ラングーン米の御飯に高菜漬けを喫した。その後一時間ほど散策して、帰船した。

5月16日午前7時コロombo着。当地は英人が夙に金力と知力とを尽くして経営したした所で約二千間の堅牢な突堤があり、インド洋の激浪を防ぐ様は実に壯観だ。百余艘の商船は行儀良く停泊している。5月24日午前8時左舷にソコトラ島を望む。同26日午前11時27、8年役の頃我が帝国軍艦龍田号が差し押さえられたアデン海峡を過ぎる。同29日午前8時右舷の方に海中燈台を見る。スエズまで353哩とて船客大いに勇む。同30日午前9時スエズ着。2時間ばかり停泊で直ちに抜錨。同31日午前9時スエズ運河の終極点なるポートサイドに着し、石炭を搭載すること約5時間、いよいよ仏国マルセイユに向かう。途中、クレタ島やコルシカ島を望みながら同6月6日午前7時マルセイユ港に到着。9時上陸、グランドホテルに投宿。なお尾越は、翌7日午前独都ベルリン行きの列車に乗る予定であると記してこの「西行記」を終わっている。終わりに際して尾越はスエズ運河及び船中のことを12項に亘って細かく記しているが、ここでは紙幅の都合上省略する。

ベルリン到着

明治31年(1898)7月30日の九州日日新聞には特別広告として尾越のベルリン到着が報じられた。

小生儀六月十日当府へ安着致候段為御知申上候御
用の節は日本公使館宛御申越被下度候也
在独乙国ベルリン府 尾 越 辰 雄

これにより尾越は6月10日に無事ベルリンに到着したことが分かる。これ以後は「西行記」に代わって「独逸通信」を同紙に寄稿することとなる。その最初のものが8月18日の同紙に載っている。内容は、6月2日ベルリン第一地方裁判所で一貴族ハンス・フレミング氏の公判を開いた、罪状は同氏が司法官試補の試験に及第しなかったとてその試験委員長部長判事ドクトル・コロイング氏に決闘を請求したということにあり、検事は6カ月の禁固を請求し、裁判所は即日4カ月禁固を言い渡したというのであった。これを最初に取り上げて報告したのは、尾越自身が弁護士であったので、ドイツの裁判や判決に関心が向いたのは当然であったろう。後述するように学位論文も国際民事訴訟に関するものであった。次ぎに尾越はドイツとスイスの大学生数を比較して、ドイツの学生数が多いのは今更驚くことではないが、スイスの学生数が多いのは一考に値するという。統計表によるとスイスの人口は2百91万7千7百万で東京の人口の2倍にも満たないのに、ベルン、チュウリッヒ、バーゼル、

ローザンヌ、フライブルクの5大学があり、聴講生も3千余人いるとは実に驚くべきことではあるまいか。この割合で考えると我が熊本県には2つ大学があつてしかるべきだ。(当時熊本には大学は1校も存在しなかつた) チューリッヒ大学は国際私法を研究するには最も適するといふのでドイツの学生も1学期位は同大学に赴くといふので、自分も資金が許せばこの潮流に従いたいが目下考慮中であるといふ。だが結果的に尾越はチューリッヒ大学に留学することはなかつた。そのほか英国とスペインの間でスエズ運河の通過を巡つて国際法上の問題が起きていることなども報じている。明治31年9月20日の同紙の「独逸書信」(八月二日発)(在伯林 尾越生)において、ドイツ官報局の統計による欧州各国の平均寿命を示し、プロイセンとイタリアは相譲らぬ佳良のビール製造国で、バイエルンに至つてはドイツ第一等のビール国である、ビールと人命の関係は考慮しなければならないといふが、尾越はビールでも何でもドイツ人のように過度に大飲すれば人命に影響するのは疑いないと断ずる。また、鉄道敷設には巨額の費用が掛かるものだが、通商上及び旅客には益するところ大なので、台湾においても国鉄にしろ私鉄にしろ速やかに完成させるべきだといふ。だが尾越が最も多く語を費やしているのはビスマルクの死去についてであつた。

ビスマルク侯は愈々七月廿日午後十一時フリドリヒスルーに於て薨去せり彼が病状は数日前より噂され居りたれど多分全快するならんとの医師の見込にて独逸国民は皆悦び居たるに八十三歳日本流に数ふれば八十五歳にて遠逝せり彼は薨去の前晩食卓に就き少量の酒を飲み且得意の長煙管にて五度喫煙し後大に煩悶彼が額より流るゝ汗を彼がの娘拭き取りたるに彼はダンケ、マインキントの語を最後の辞として他界の人となれり(中略)ビ侯の薨去に付昨日アルトナ第三十一連隊は儀仗兵としてフリドリヒスルーへ相着し候趣諸外国帝室及政治家よりの弔電は朝夕二ペジ位の新聞を埋め居り候我国よりも大勲位の勲章は贈りある事と存候故相当の挨拶は有之べきもの乎川上参謀総長春畝侯等も十分乃至五分間の対談を畢生の榮ととして三四音信は此際はりこまるべく被察候葬式は明後四日の筈

これはビスマルクの死去を伝えたものであつたが、これ以後も尾越は九州日々にビスマルクに関する記事を書いている。明治31年10月1日及び2日の同紙に載つた「伯林雑信」がそれで、関心の深さを示している。同時にそれは日本人に伝えたいといふ彼の気持ちの現れでもあつた。雑信としたのについては「雑書繙き来りて随録数項を得たり以て通信と為すに足らざるも亦た余白を埋むるに足らん採るべくは採れ」(八月第三土曜日記す)とある。この中で「独乙帝兼プロイセン王 ウィルヘルム」(通称ヴィルヘルム1世)によるビスマルク追悼文や、フランスの作家ヴィクトル・ユーゴーがビスマルク70歳の賀節に際して寄せた書状なども紹介して興味深い。

とにかくドイツ帝国初代宰相ビスマルク(Otto Bismarck,1815-98)は、明治初期に岩倉使節団の大久保利通らがベルリンで彼から与えられた言葉に感銘を受けて以来、明治の政治家や軍人らにとっては敬意と関心の的であつた人物だ。明治10年代には伊藤博文が憲法調査のために欧州へ行き、ウィーンの公法学者シュタイン(Lorenz von Stein,1814-90)の講義を聴いた。それ以来日本からの留学生や学者が彼を訪ね、教えを乞うた。いわゆる「シュタイン詣」である。明治の日本や日本人に与えたドイツ語圏の人物としてはこの二人が双璧

と思うが、シュタインに比べビスマルクについての研究が遅れているようだ。「明治日本とビスマルク」は今後解明さるべき格好のテーマではあるまいか。

ハレ大学時代

雑誌『東亞』(Ost-Asien)の第4号(1898年7月)の「雑報」欄は次のように報じている。

Herr Okoshi, Rechtsanwalt und angesehener Mitarbeiter der >Kiushu -Mainichi-Shimbun < in Kumamoto ist am 19. Juni 1898 in Halle a.S. eingetroffen, um sich in der Rechtswissenschaft fortzubilden.

これにより尾越のハレ到着は1898年(明治31)6月19日であったことが分かる。だがこれは一度これから学ぶハレ大学の様子を見ておきたいと思っただけであって、すぐに入学手続きをしたわけではなかった。ただし下宿先ぐらいはこの時決めたかもしれない。いずれにせよ次の学期(冬学期)の開始までは4ヶ月あったのでベルリンに戻り情報収集に当たったと考えられる。ベルリンには留学生など日本人が多くいたし、日本公使館もあり便利であったのは間違いない。それによって上記の「独逸通信」「欧州雑信」「伯林通信」を書いたと見てよい。日付からも明らかだ。そもそも留学先をハレ大学にしたのは、独逸学協会学校専修科の同窓であった加藤晴比古が同大学に留学した経験があり彼から情報を得ていたこともあろうが、ベルリンはハレから比較的近いこともあったのではあるまいか。

さて、実際に尾越がハレ大学に入学したのはその年の冬学期からで10月19日に入学登録をしている。そして計3学期学んだ。同大学文書館蔵の学籍簿には、ほかに学績番号554、年齢30、既に死去の父は士官(Offizier)であったこと、備考として独逸学協会学校Deutsche Vereinschuleに学んだことなどが書かれている。

なお、ハレ市での尾越の住所は雑誌『東亞』(Ost-Asien)の第8号(1898年11月)の「日本人 Die Japaner in Deutschland 独逸在」によると次の通りである。

Rechtanwalt T.Okose, Försterstr. 5. (弁護士・尾越辰雄 フェルスター街5番地)

筆者の調査によると尾越がハレ大学を退学したのは1900年(明治33)3月10日であった。ハレ大学では次の講義を聴講した。

第1学期(1898年10月15日～1899年3月15日)

Deutsches Handelsrecht (ドイツ商法)

ラスチッヒ教授 Prof. Dr. Lastig

Deutsches Strafrecht (ドイツ刑法)

リスト教授 Prof. Dr. Liszt

Völkerrecht (国際法)

リスト教授 Prof. Dr. Liszt

Internationales Privatrecht (国際私法)

リスト教授 Prof. Dr. Liszt

Sozialgesetzgebung des deutschen Reichs (ドイツ国の社会立法)

レーニング教授 Prof. Loening

Civilprozeßrecht (民事訴訟法)

シュタイン教授 Prof. Dr. Stein

Anfängerübung im Civilprozeß (民事訴訟入門者演習)

シュタイン教授 Prof. Dr. Stein

Strafprozeßrecht (刑事訴訟法)

シュタイン教授 Prof. Dr. Stein

Ausgewählte Quellen zum CivilProzeßrecht (民事訴訟資料選集)

シュタイン教授 Prof. Dr. Stein

Strafrecht=Praktikum mit schriftlichen Arbeiten (刑法・論文実習)

ローゼンフェルト博士 (Dr. Rosenfeld)

第2学期 (1899年4月15日～8月15日)

Deutsche Reichsverfassung (ドイツ国憲法)

レーニング教授 Prof. Dr. Loening

Deutsches u.Preußisches Staatsrecht (ドイツ及びプロイセン国法)

レーニング教授 Prof. Dr. Loening

Wechselrecht (手形法)

ヘック教授 Prof. Dr. Heck

Bürgerliches Recht Teil II (市民権、第二部)

エンデマン教授 Prof. Dr. Endemann

Civilprozeßpracticum (民事訴訟実習)

シュタイン教授 Prof. Dr. Stein

Zwangsvollstreckung in das unbewegliche Vermögen (不動産強制執行)

シュタイン教授 Prof. Dr. Stein

Reichskonkursrecht (国家破産法)

シュタイン教授 Prof. Dr. Stein

Englische Sprache für Anfänger (英語初歩)

ジスチースウェイト博士 Dr. Thistiethwaite

第3学期 (1899年10月15日～1900年3月15日)

Literaturgeschichte der Rechtswissenschaft (法律学の文献史)

フィッチング教授 Prof. Dr. Fitting

Preussisches Verwaltungsrecht (プロイセン行政法)

レーニング教授 Prof. Dr. Loening

Sachenrecht (物権法)

シュタムラー Stammler

Die Rechts=Staatstheorie der Gegenwart (現代の法及び国家論)

シュタムラー Stammler

Ausgewählte Kapitel aus dem Pandektenrecht (ローマ法典学説選集)

エンデマン教授 Prof. Dr. Endemann

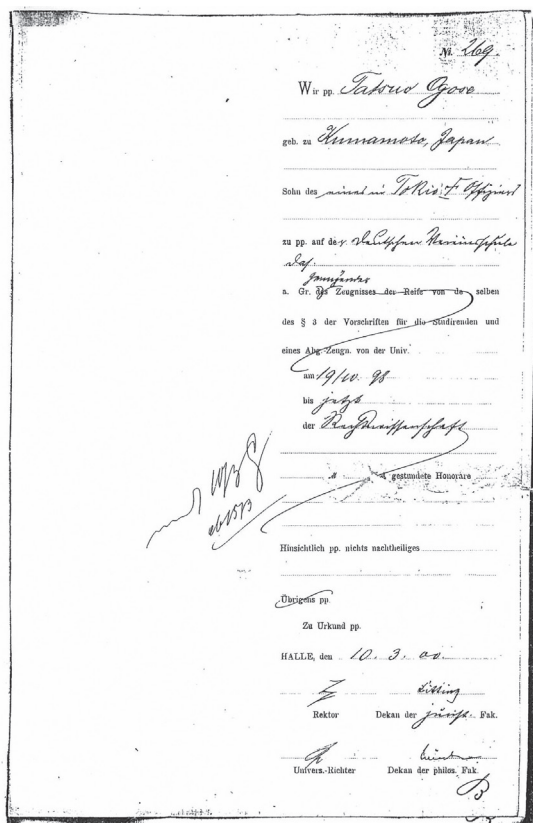
Die soziale Frage der Gegenwart (現代の社会問題)

コンラート教授 Prof. Dr. Conrad

Stein=Hardenbergische Gesetzgebung (シュタイン=ハルデンベルク立法)

ラッハファール教授 Prof. Dr. Rachfahl

尾越自身が弁護士であったので、弁護活動に役立つ法律や訴訟に関する講義を多く聞いていることが分かる。筆者の経験からもドイツの大学に留学し、講義を理解するのは決して容易でないが、尾越は講義が聞き取れないとこぼしていないようなので、後述する学位論文(ドイツ語)を含め、彼の語学力は高度な域に達していたと判断できる。勿論、このように多くの講義を聴いていることは学位論文の執筆の準備ためでもあったであろう。第2学期(1899年夏学期)に英語初歩を受けているが、これは外国語は独語だけを学んできたが、英語の必要性も感じたのであろう。



ハレ大学退学証(10.3.1900)同大学文書館蔵

教授プロフィール

講義の担当者は次のような人たちだった。

Loening, Edgar (1843-1919) : フランス生まれのドイツの法律学者。ハイデルベルク、ボン、ライプツィヒ各大学で法律、国家学を学ぶ。1868年大学教授資格取得。国法・国際法教授としてドルパート、ロストック、ハレ各大学で教えた。1901年からプロイセン貴族院に属した。

Stein, Friedrich (1859-1923) : ドイツの法学者。ブレスラウ、ベルリン、チュウビンゲン、ライプツィヒ各大学で法律学を学んだ。1882年学位取得。87年以降私講師、助教授を経て96年ハレ大学へ招かれた。著書『民事訴訟法概要』(Grundriß des Zivilprozeßrechts, 1920)など。

Fitting, Heinrich Hermann (1831-1918) : ヴュルツブルク、ハイデルベルク、エルランゲン各大学で法律を学ぶ。1856年ハイデルベルク大学で学位及び大学教授資格取得。1862年ローマ法

の正教授としてハレ大学就任、1902年まで務めた。晩年は主に民法、破産法を担当。『ドイツ国・民事訴訟』(*Reichs-Civilprozeß*)は広く用いられた。

Endemann, Friedrich(1857-1936):ドイツの法学者。ベルリン及びボン大学で法律を学び、1886年大学教授資格を取得。ケーニヒスベルク大学助教授を経て、1892年からハレ大学の正教授。のち1904年から24年までハイデルベルク大学教授。彼の三巻から成る民法教科書(*Lehrbuch des Bürgerlichen Rechts*, 1903)はドイツ法学史に大きな影響を与えた。

Stammler, Rudolf (1856-1938) :ドイツの法哲学者。ギーセン及びライプツィヒ大学で法律学を学び、1880年ローマ法の大学教授資格取得。85年ハレ大学教授。1916-23年ベルリン大学教授。法哲学におけるマールブルク学派の新カント主義の代表者。

Heck, Philipp Nicolai (1858-1943) :法学者。ライプツィヒ、ハイデルベルク、ベルリン各大学で法律学を学び、1889年に大学教授資格取得。ベルリン大学私講師。その後グライフスワルト、ハレ大学の教授を経て、1901年ドイツ法、商法、手形法、民法の講座の担当教授としてチュウビンゲン大学に招聘された。主著『債権法概要』(*Grundriß des Schuldrecht*, 1929), 『物権法概要』(*Grundriß des Sachenrechts*, 1930)。

Conrad, Johannes Ernst (1830-1915) :ドイツの国民経済学者。ベルリン、イエーナ大学で自然科学と国民経済学を学ぶ。1868年農業統計学の研究により大学教授資格を取得。イエーナ大学助教授を経て、1872年シュモラー教授の後任としてハレ大学の国民経済学の教授に就任。

Liszt, Franz Eduard von (1851-1919):ドイツの刑法学者。ウィーン大学で法律学を学び、1875年グラーツ大学で教授資格を取得。その後ギーセン大学、マールブルク大学各教授を歴任。1889年ハレ大学に招聘された。同年国際刑事学協会を設立した。

Rachfahl, Felix (1867-1925) :歴史家。ベルリン、ブレスラウ各大学で歴史を学び、1893年大学教授資格取得。98年ハレ大学助教授。1903年ケーニヒスベルク大学の中世・近世史教授。その後ギーセン、キール、フライブルク各大学教授歴任。

Rosenfeld, Ernst Heinrich (1869-1952) :ドイツの法学者。マールブルク大学で法律学を学ぶ。1896年ハレ大学で大学教授資格取得。1900年以降長くミュンスター大学で刑法、民法、訴訟法。教会法を担当した。

以上は主に岩波西洋人名辞典(増補版)及び*Deutsche Biographische Enzyklopädie*, 10Bde. (Hrsg.v.Walther Killy)によった。

このハレ留学時代に尾越は久し振りに九州日々に8回に亘り「欧州雑信」を寄せた。(明治32・4・21～4・29)前書きに言う。

久しく通信の労を採らず海外の事情を知らんことを望むの読者特に余が拙劣の文字をも厭はず通信を怠るなきを欲すと往々書状を寄せられたる諸氏に対しては汗顔畜ならざりしも如何せん学事及び社交の繁は寸分の余暇を与ふるなく終に書状を送られたる数多の諸氏に反翰をも認むるを得ざりしなり諸氏希くはこの拙文字を通信兼反翰とし余が怠慢の罪を恕せられんことを

久しく通信の労を採らなかったのは学事と社交のために忙しく、その暇がなかったからだと言う。確かに上述したように尾越はかなり多くの講義を聴いており、それへの出席と準備に時間を取られて、加えて付き合いとなれば故国の新聞へ通信記事を書いたり、友人に手紙を認める余裕はなかったであろう。そんな状況下、寸暇を惜しんで書いたのがこの「欧州雑信」であった。

内容を項目によって示そう。

- (一)：仏蘭西共和国大統領ファル逝く・ファウル大統領伝
- (二)：パリス市の静粛付雑事・仏国帝政党の運動・仏蘭西共和国新大統領ローペ・新大統領の北堂
- (三)：仏蘭西国大統領の収入・前仏国大統領の令嬢・露帝の病状及び位置
- (四)：平和会：独逸の軍備拡張・奥国ウングルン
- (五)：伊太利
- (六)：英国
- (七)：(前項続)
- (八)：(承前) ベルリン市会議員

欧州雑信とあるようにドイツだけでなく、フランス、イタリー、英国、オーストリア・ハンガリーなどの情報を取りあげて伝えている。雑信とあるように雑多な内容になっているが、これらの情報はすべてドイツ語の新聞・雑誌等から得たものであろう。だがこれ以後は学業に忙しくなって九州日日への通信には長いブランクがあった。

イエーナ大学時代

次いで尾越はイエーナ大学に転学し、2学期学んだ。イエーナでの彼の住所はルター街11番地(Lutherstr.11)であった。イエーナ大学において聴いた講義は次の通り。

1900年夏学期

民事訴訟演習 Zivilprozeßübungen (Richard Loening)

論文による上級者向け民法演習

Übungen an dem bürgerlichen Rechte mit schriftlichen Arbeiten für Fortgeschrittene (Erich Danz)

ドイツ私法綱要 Grundzüge des deutschen Privatrechts (Eduard Rosenthal)

家族及び相続法 Familien- und Erbrecht (Alfred Schulze)

1900年から1901年に至る冬学期

民事訴訟法 Zivilprozeßrecht (Richard Loening)

国際法 Völkerrecht (Eduard Rosenthal)

Quelle : Bestand G, I, Nr. 390-384

ハレ大学の場合と異なり、受講数が少なくなったのは学位論文の執筆に生活の中心が置かれていたためと見て間違いないだろう。

教師プロフィール

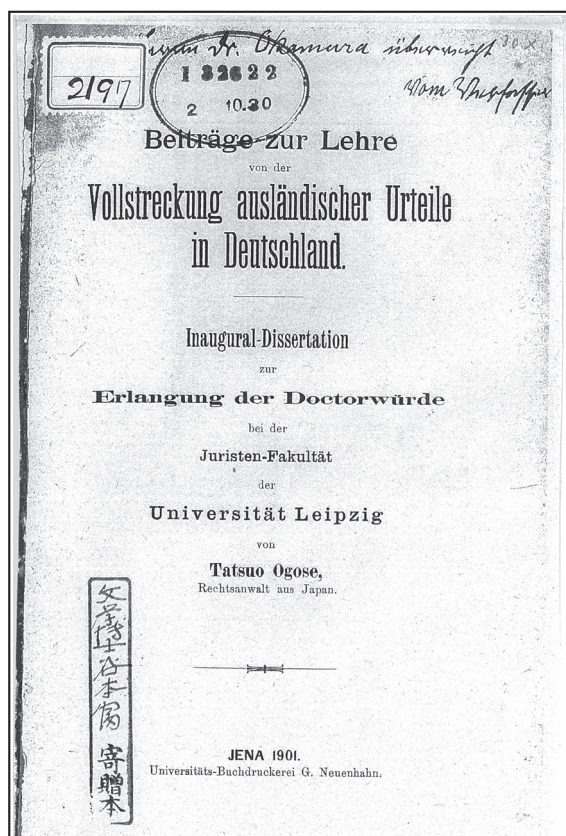
Rosental, Eduard (1853–1926) ハイデルベルク大学及びベルリン大学で法律学を学んだ後、1878年に卒業し、1880年に大学教授の資格を得た。83年イエーナ大学の公法と法制史の員外教授、96年に正教授になった。主な著作に『ドイツ都市法史のための諸寄与』(*Beiträge zur deutschen Stadtrechtsgeschichte*, 1883) 『エルンスト・エッベと彼の国家及び法解釈』(*Ernst Ebbe und seine Auffassung von Staat und Recht*, 1910) がある。

Loening, Richard (1848–1913) ドイツの法学者。ユダヤ系。ハイデルベルク、ベルリン各大学に学んだ。普仏戦争に従軍。戦後学問の世界に復帰。1875年ハイデルベルク大学で大学教授資格を取得、同大学講師、次いで助教授となる。1882年イエーナ大学から招聘を受け刑法、民事訴訟法の正教授に就任した。

Danz, Erich (1850–1914) ドイツの法学者。イエーナ生まれ。長くイエーナ大学の法学教授を務めた。主著『法律行為の解釈』(*Die Auslegung der Rechtsgeschäfte*, 1897)。

Schulze, Alfred (1878–1929) ドイツの法学者、高級官吏。

当時文部省留学生としてプレスラウ大学で学んでいた松浦有志太郎⁸⁾(熊本県人)はドイツ旅行中イエーナで尾越に会い、その時の印象を九州日日新聞の山田珠一⁹⁾宛の手紙の中で「尾越君は当国エーナ市にあり不相変健勇、…」¹⁰⁾と元気な様子を伝えている。



学位請求論文 (京都大学附属図書館蔵)

博士号取得 (ライプツィヒ大学)

尾越はイエーナ大学を退学後、ライプツィヒ大学の聴講生となった。そして学位請求論文 (Inauguraldissertation) として *Beiträge zur Lehre von der Vollstreckung ausländischer Urteile in Deutschland* (ドイツにおける外国判決の執行理論に対する寄与) をライプツィヒ大学法学部に提出し、審査の結果1901年同大学より法学博士の学位 (ドクトル・ユリウス・ウトリウスクエ) を授与された。国際民事訴訟法に関する研究であった。熊本県出身者でドイツの大学より法学博士号を授与されたのは尾越が最初であった。

筆者は同論文が京都大学附属図書館に所蔵されていることが分かったので、複写を依頼して取り寄せ閲覧した。全61ページ、1901年にイエーナで印刷発行されている。「我が息子

鶴人に捧ぐ」(Meinem Sohne „Tsuruto“ gewidmet) の献辞がある。文献 (Literatur) 欄には 38 種の文献 (すべてドイツ書) が挙げられている。

目次は下記の通りである。

- § 1. Einleitung
- § 2. Rechtlicher Charakter der Klage, Prozessgegenstand
- § 3. Parteien und Gericht
Verfahren
- § 4. I. Im Allgemeinen.
II. Hinderungsgründe.
- § 5. A. Nichtrechtskräftiges Urteil.
B. Nichtanzuerkennendes Urteil.
- § 6. 1. Unzuständigkeit ausländischer Gerichte.
- § 7. 2. Nichteinlassung des unterlegenen deutschen Beklagten.
- § 8. 3. Gewisse Abweichungen vom deutschen Gesetzen zum Nachteil deutscher Partei.
- § 9. 4. Vorstoss gegen die guten Sitten oder gegen den Zweck eines deutschen Gesetzes.
- § 10. 5. Nichtverbürgung der Reciprocität.
- § 11. C. Anwendung des Retorsionsrechts.
- § 12. Zwangsvollstreckung.
- § 13. Die Vollstreckung auf Grund internationaler Verträge.
- § 14. Anhang.

(訳)

- § 1. 序論 (Einleitung)
- § 2. 訴えの法的性質、訴訟の対象 (Rechtlicher Charakter der Klage, Prozessgegenstand)
- § 3. 当事者と裁判 (Parteien und Gericht)
訴訟手続 (Verfahren)
- § 4. I. 総論 (Im Allgemeinen)
II. 阻害事由 (Hinderungsgründe)
- § 5. A. 確定判決でないこと (Nichtrechtskräftiges Urteil)
B. 承認されてはならない判決 (Nichtanzuerkennendes Urteil)
- § 6. 1. 外国裁判所の管轄権がないこと (Unzuständigkeit ausländischer Gerichte)
- § 7. 2. 敗訴ドイツ人被告が応訴しないこと (Nichteinlassung des unterlegenen deutschen Beklagten)
- § 8. 3. ドイツ人当事者に不利にドイツ法違がある逸脱すること (Gewisse Abweichungen vom deutschen Gesetzen zum Nachteil deutscher Partei)

- § 9. 4. 善良の風俗又はドイツ法律の目的に反すること (Vorstoß gegen die guten Sitten oder gegen den Zweck eines deutschen Gesetzes)
- § 10. 5. 相互の保証がないこと (Nichtverbürgung der Reciprocität)
- § 10. C 報復権の適用 (Anwendung des Retorsionsrechts)
- § 12. 強制執行 (Zwangsvollstreckung)
- § 13. 国際条約に基づく執行 (Die Vollstreckung auf Grund internationaler Verträge.)
- § 14. 補遺 (Anfang)

国際民事訴訟法に関する研究であることは分かるが、筆者には民事訴訟法は全く専門外なので一読しただけでは残念ながら内容を理解するには困難であった。外国判決が国内で執行されるためには「承認」がなされなければならないことを述べた論文であるようだ。1～5では承認するべからざる事由を述べている。専門家の話では、こうした論は現在では一般的であるとのことである。尾越はそれを早い段階で論文化して理論的に述べたことが評価されたのであろう。

非常に達意の独文で書かれており、尾越の高度の語学力を示しているようだ。独協の専修科に学んだ賜物であろう。

帰国及びその後

そして雑誌『東亜』(Ost-Asien) 40号(1901年6月発行)の「雑報」(Vermischtes)欄は次のように報じた。

Dr. Tastuo Ogose, der bekannte Rechtsanwalt und Redakteur der 《Kiushu-Nichi-Nichi-Shimbun》 in Kumamoto, welcher seit drei Jahren in Deutschland weiterstudiert, hat in Leipzig den Dokortitel erworben. Er wird sich noch zwei Monate in Berlin aufhalten und im September nach Japan abreisen. Wir hoffen, dass er seine in Deutschland erlangten Kenntnisse sowohl im Rechtsanwaltsstande als auch bei der genannten Zeitung in segensbringender Weise verwerten kann.

帰朝歓迎会の広告
(明治34年{1901}10月27日
九州日日新聞)

(訳・3年前からドイツで勉強を続けていた熊本の有名な弁護士で『九州日日新聞』の編集員である尾越辰雄博士は、ライプツィヒ大学で博士号を取得した。彼はさらに2カ月ベルリンに滞在し、9月に日本への帰国の途につく予定である。彼がドイツで修得した知識を弁護士業及び上記新聞において有効に活用されんことを期待する。)

この頃尾越は、ベルリン留学中に亡くなった医学士木原岩太郎¹⁰⁾の記念義捐金を寄付した。¹¹⁾

帰国後、明治34年(1901)11月2日午後4時から熊本市の一日亭支店において、尾越のために山田珠一ほか

友人諸氏（弁護士が多い）が発起人となって歓迎会が開かれた。席上尾越が行った帰朝談が、同月5日の九州日日新聞に「尾越辰雄氏の談話」として掲載されている。煩を厭わず全文を紹介しよう。

去る二日の夜独逸より新に帰朝せし尾越辰雄氏の為めに氏の知人諸氏が開催せし歓迎会の席上に於て尾越氏は謝辞を述べし後ち其遊学中の所感二三を述べしとて先づ独逸連邦の組織等を概説し次に同国商工業の近日非常なる隆盛を極めたる次第を談話し更に二三の雑話に移りしが氏は談じて曰く余が在学したる大学は数分科に別たれ居れるが其内の神学科は基督教学を修むる者にてバイブルは勿論此基学に関する科目備らざるなく其生徒また甚だ多数なるが此に就き余の尤も不可思議に感じたるは其神学生の品行修まらず其成績表を見るに何時も素行の点に於て欠くる所あることなりき余等の考へにて学生中品行尤も修まる者は必ず神学生ならんと信じ居たるに其实之に反する者あるは何故なりやと観察するに彼地に在ては有力の財産家にして其後を継ぐ者なきときは遺産を挙げて是等神学生養成の学資に寄附し又は其生存中相当の義捐を為して神学生の学資を給することあり神学生なる者は是が為め学資を得ること容易なるのみならず其卒業の後ちは宗教に従事して相当の収入を得るに便なるに由り貧家の子弟学資なき者は此神学生に入る者多し而して貧家の子弟は家庭の教育なく幼時の仕付け至らざるが為め大学に入るに及びて又た其素行の欠くるを見るにはあらずかと思へりと述べ、更に尤も感覺を切にせしは彼国人の権理思想甚だ発達することなり彼国の社会にては法律生活（レヒトレーベン）と称して総ての生活が皆法律的に組織せられ活動し居れる有様にて一般の人民自己の権理を固執主張するの觀念甚だ強きを見る即ち遣るべき者は必ず遣る代りに取るべき者は必ず取る必ず取ると云ふは一般人民の流儀にて之が為め万争ひを生じ裁判に出で訴訟するも其の勝敗決するの後は毫も相含むことなく酒々落々として又既往の事を知らざるに似たり決して日本人の如く執念に相敵視することなきなりとて尚ほ二三の例証を挙げて彼国人民の権理思想発達せることを陳べ、又た猶太人の勢力甚だ盛なるの有様を談じ彼れ一方には社会の為に非常の排斥を蒙られるも他の方面に於ては盛んに其勢力を奮へり彼国弁護士の多数は該人種の占むる所となり新聞社会に在ても猶太人牛耳を握り其他銀行の如き商業社会の重なる機関は該人種の掌握に帰せる有様なり彼れ等の特質として其頭脳洞明にして冷刻能く計画整理に長じ又た堅忍不拔の気概あり其労力を占むる所以決して偶然にあらずと思はる此点に於ては我邦人と雖も亦た彼れに学ぶ所あらざるべからずと陳べて殆んど一時間に近き談話を為せり

尾越はここで留学中に観察したことをいろいろ述べている。まずドイツは近年商工業が隆盛を極めていると前置きしてから、大学の神学生の置かれた状況に注目している。自分は神学生は品行方正で成績も優秀なものと思っていたが、実際は異なるので驚いたという。神学生は学資を得やすいので、貧困家庭の子弟も神学生になる場合が多いが、彼等は子供の時教育を受けていないで、また十分に躰が出来ないまま大学に入るからだとしている。ドイツ人は権利思想が発達していて裁判に訴える傾向があるが、裁判で勝敗が決まると、相手を憾むことなく忘れてしまうようだ。日本人のように執拗に敵視しない。尾越はまたユダヤ人の勢力が盛んなことに注目している。ユダヤ人は社会的に排斥され面があるが、他方を蓄えてお

り弁護士にもユダヤ人が多く、新聞界や銀行など商業社会でもユダヤ人が掌握している。彼等は頭脳明晰で、計画性があり日本人も学ぶべき点が多い。

留学の成果としては学位取得を第一に挙げるべきであろうが、こうした観察や体験もそれに加えてよいであろう。共に彼の本業である弁護士の仕事にきっと役立ったと考えられるからである。

帰国後尾越は熊本市で弁護士の仕事を再開した。明治35年(1902)1月18日付け九州日日新聞によると、

山崎町廿九番地に事務所を設け如従前専心法律事務に従事す
弁護士 尾越辰雄

とある。さらに明治36年(1903)3月4日の九州日日新聞によると、

ドクトル、ユリウス、ウトリウスクエ
熊本市山崎町三九 尾越辰雄 (電話二六七番)

と記している。その後熊本から東京に移ったので、明治45年(1912)に出版された『現代人名辞典』(編輯兼発行者・古林亀治郎、中央通信社)では次のように紹介されている。

尾越辰雄君 君は弁護士なり、熊本県の人、夙に独逸に留学し、法律学を研究す、東都弁護士界錚々の士たり(京橋区中橋和泉町五電話京橋三八)

大正2年(1913)7月16日に病氣療養中であった妻の尾越登免子が他界し、同19日に駒込吉祥寺において葬儀が行われた。¹²⁾

『日本弁護士総覧』¹³⁾(大正3年)の「尾越辰雄君」は次のように記している。

民事、刑事の両道を使ひ分けてゐる君の確信は凡そ弁護士として世に立つ以上民、刑と一方に偏しては人民の冤屈を雪ぐに於て不便不利である、といふのである。昨年来例の日糖重役の被告事件¹⁴⁾を担当して居るが彼の如き商事刑事錯綜した訴訟は君の最も得意とする所で他の企て及ばざる独特の技僚がある。

尾越はこの事件を担当した功により勳四等に叙せられた。

そして、元来国権党=同志会=の強い熊本県では、第12回(大正4年3月25日)の総選挙で同志会6名が当選し、尾越もその一人だった。¹⁵⁾だが次の第13回(大正6年4月20日)の総選挙では落選したらしく、当選者欄には彼の名前は無い。¹⁶⁾だが、大正8年(1919)の補欠選挙で再選された。¹⁷⁾

尾越は大正9年(1920)9月21日午後1時死去。9月23日付け九州日日新聞は「尾越辰雄氏逝く」と題して次のように報じた。

熊本県選出前代議士たりし弁護士尾越辰雄氏は豫て神経衰弱に罹り赤坂新坂町五番地の自邸にて療養中の処二十一日午後一時半遂に逝去したが葬儀は来る廿五日午後一時本郷駒込吉祥寺に於て執行の由

東京都 文京区本駒込 3 丁目 19-17 の吉祥寺（第二次大戦で殆どが消失したらしい）では前述のごとく大正 2 年に他界した妻登免子の葬儀も行われた。

彼の早い死は人々に惜しまれた。本稿冒頭で一部紹介した九州日日の追悼文「尾越辰雄氏」は次のような言葉で結ばれていた。

氏の人格と学殖とは久しからずして世間の認識する所となりて漸く其頭角を顕はし殊に在京同県の人士は法律上の事件の外、一家の問題まで、打明けて氏の斡旋に依頼せしもの少からず其位置声望年を逐ふて高まり隠然重きを一方に有するに至った是に於て曩に我憲政会同志のため推されて衆議院議員となること前後両回熱心政務に尽瘁し又万事に努力すること垂れるものがあつたが不幸にして神経衰弱症に罹り加療も努めたるも能く功を奏せず遂に行年五十六歳、前途尚大いに為すあるの身を以て忽然長逝するに至ったのは実に追悼に堪えぬ次第である。

おわりに

本稿は尾越辰雄の生涯のハイライトであるドイツ留学時代を中心に記述したもので、日独文化交流史の観点から取り上げた一編である。その際用いた資料は尾越が九州日日新聞に寄せた「西行記」「独逸通信」「欧州雑信」と、筆者が東独時代に現地のライプツィヒ、ハレ、イエーナ各大学の文書館で調査蒐集した資料が主たるものであつた。そのほか公刊の資料・図書なども参考にした。学位論文については筆者の専門外の分野なので十分な考察、評価が出来なかつたのは遺憾である。

このように問題点はあるものの、本稿は熊本の先覚者の一人と言って良い尾越辰雄に関する最初の研究文献であると思う。本稿の価値もその点にあると考える。彼の学位論文が将来民事・刑事訴訟法などの専門家によって、より詳細な紹介がなされ正当に評価されることを期待したい。

注

- 1) 人事興信所編『人事興信録第 5 版』人事興信所、1918 年。
- 2) 『日本弁護士総覧』（『日本法曹界人物事典』第 8 卷所収）29 頁。
- 3) 中村健一郎（1869-1940）ドイツ学者。三重県出身。明治 25 年独逸学協会学校専修科卒。明治 34 年文部省留学生としてドイツ留学、ベルリン、グライフスヴァルト、ハレ各大学に学んだ。彦根高商校長、東京商大学講師歴任。
- 4) 『独逸学協会学校五十年史』（昭和 8 年）23-25 頁。
- 5) 『議会制度百年史・衆議院議員名鑑』（平成 2 年）117 頁。

- 6) 『錦溪』は「錦溪書院」(熊本市坪井九州学院文学部内)から発行された文学・思想・歴史等を中心とした月刊評論雑誌。第1集(明治26年1月)～30集(同29年11月)が出た。熊本県立図書館蔵。
- 7) 上田茂次郎(1870-1945)ドイツ語学者。熊本生まれ。明治28年独逸学協会学校専修科卒。私立熊本医学専門学校教授、熊本薬学専門学校教授を歴任。
- 8) 松浦有志太郎(1865-1937)皮膚科医。熊本県宇城市生まれ。東京本郷台町の独逸学校を経て東京帝国大学医学部入学、明治20年卒。県立熊本病院外科部長。明治32年文部省留学生としてドイツに留学、ブレスラウ、シュトラスブルク各大学に学ぶ。帰国後、明治35年京都帝国大学医学部皮膚科教授。定年前に大学を辞した。松浦病院開業。禁酒運動を熱心に行ったことで知られた。
- 9) 山田珠一(1865-1934)大分県生まれ。漢学修業後、熊本済々黌でドイツ語を学んだ。卒業後、九州日日新聞社に入り、主筆を経て社長に就任。熊本市議員、市会議長も務めた。1902年(明治35)衆議院議員に当選。後年は長く熊本市長を務めた。
- 10) 「松浦医学士の書信」(明治33年11月28日九州日日新聞)。木原岩太郎(1867-1900):明治27年帝国大学医学部卒業。同31年12月伝染性皮肤病研究のため大学院に入り、33年6月12日耳鼻咽喉科研究のため満3年のドイツ留学を命じられたが10月7日ベルリンで客死。(明治過去帳)
- 11) 「故医学士木原岩太郎君記念義捐金報告」(『東亜』Ost-Asien No.,35) Februar 1901. S.506-508。
- 12) 大正2年(1913)7月19日東京朝日新聞。
- 13) 『日本法曹界人物事典』(第八巻)に収録。
- 14) 台湾を舞台に日本製糖の取締と共謀して法律の延長を求めて複数の国会議員に対し金品を贈賄した明治末に起きた疑獄事件。日糖事件ともいう。
- 15) 『宇土中学・高校七十周年記念誌』平成3年、57頁。
- 16) 同上。
- 17) 衆議院・参議院編『議会制度七十年史衆議院名鑑』大蔵省印刷局、1962年。

「付記」:法律・訴訟用語については吉原文司氏(警察史)の御教示を頂いた。記して感謝申し上げます。